

## 第5期武蔵野市情報公開委員会（第4回）会議要録

- 日 時 平成18年7月20日（木）午後6時30分～午後7時40分
- 場 所 武蔵野市消費生活センター講座室（商工会館3階）
- 出席者 委 員 7名、事務局 3名

### 1 議題

#### （1）市長と市民のタウンミーティングについて

事務局が当日配布資料①「市民と市長のタウンミーティング実施状況について」を説明。

**委員長：** 2部の方の市の回答は、その場で市の担当者が答えるのではなく、後で整理した回答を報告書につけているのですか。

**事務局：** その場で市長が答えたものもありますが、それも含めて、すべてこういう形で回答を掲載しています。

**委員長：** この冊子はどのようにして市民に配るのですか。

**事務局：** 市役所や市政センターそれからコミュニティセンターで配布しています。報告書ができるまで、大体2か月くらいかかります。配布については、市報でお知らせしています。

**委員長：** ひとつひとつの質問に回答されることは、今までもEメールなんかの問い合わせに対してされてきましたよね。

**事務局：** 市長への手紙という制度がありまして、市長宛にインターネットのEメールか手紙等でお寄せいただいた意見については、2週間以内に市長名で回答を差し上げています。ただ、記載内容から個人等が特定されますので、それをすべて公開することはできていません。市のホームページのよくある質問の中で、かなり薄めた形で典型的なものを出していますが、生の形でこのように質問の回答も全部オープンにしたのは、今回はじめてです。

**委員長：** ダイレクトな質問と回答が紙媒体でみなさんに提供される機会が、ちょっと増えたということですかね。

**委 員：** 今日の委員会の資料として委員にあらかじめ配布しておいてほしかったです。今見ただけでは質問のしようがありません。

**事務局：** わかりました、事前に郵送したいと思います。ただ、今日は、情報公開や市民参加の仕組みとして「タウンミーティング」と「報告書」という形を新たに制度としてつくりましたということをご紹介しましたが、この個別の意見に対する回答に関して、ご質問をされてもなかなか明確なお答えはしかねます。回答を実際作成する部課長の全員が、このタウンミーティングに出ているわけではありませんで、意見提出カードだけを見て回答を作成していると、どうしても文章表現としては奥歯にものが挟まったような言い方のところもあると思います。

**委員長：** こういう新しい市政に関する情報の伝達形式というのができましたという紹介が今回の本旨ですので、制度のあり方などのご質問をお願いします。

**委員：** タウンミーティングで出された意見やそれに対する回答は、どういう形で集約していくのですか。情報公開委員会との関わりはどのように捉えれば良いのですか。

**事務局：** 委員の方で、もう少し仕組みとして改善が必要ではないか等、ご意見がありましたら、この委員会で議題にさせていただいても結構だと思います。手探りの状態で行っていますので、このやり方で良いのかなということもあります。かなり個人的といいますか、市政全般には関わらない質問も多く出されています。

**委員長：** 個別なことを直接市長に文句を言う機会をどんどん作って行ってそのたびにこれを印刷してお金を使っていくというのは、いかがなものかと個人的には思います。そのうち市長も考えるようになって、こういうことばかり出てくるようだったらやり方も考えるのではないかと思います。その場だけの鬱憤晴らしみたいな機会になっても仕方ないと思いますから、本当にこれが市民の役になっているかどうか把握することをちょっと考えていただければと思います。

**委員：** タウンミーティングでは、個人的な問題についても聞いても良いし、それに市長が答えるというふうになっているのですか。

**事務局：** 基本的には、前半はそれぞれの地域の課題で、第2部では市政全般に関わることについて議論していますが、個別なことについては、今のところ拒絶もしておりません。どういうふうにしていくか今後の課題だと思います。武蔵野の市民の成熟度からすると、一問一答形式だけではなく、例えば、水害をどうやって無くすかとか、吉祥寺の街並みをどうするかということ、地域の住民同士が話し合っ、それに対し市はどう思うとか、というような話し合いになることを我々は

想定していましたが、まだまだそこに持って行くには、難しいのが現状です。

**委員：** 参加者がカードに記入したものを、すべてそのまま書いていますが、もっと端的に箇条書き的なものにして、それに対する回答ではまずいのですか。その方が、見やすいし、ページの削減にもなると思います。

**事務局：** そういうご意見があったことを市長に伝えておきます。今のところ参加者の意見について要約していくための基準がないので、とりあえず全部掲載しています。回答文については、最初、2～3行で端的にまとめることを予定していましたが、意見や要望に応えられない場合、単に「できません」と回答するだけでなく、その理由について書くと、相当なボリュームになってしまいました。同じような質問であれば、回答は一つにするというふうな工夫はしています。

**委員：** 全員が違う意見を出しているので、なかなかテーマを絞れないと思います。あらかじめテーマを絞って議論し、その場で答えられないことは、報告書という形で後日出すというような事にしないと、報告書を出すだけで精一杯ではないですか。

**委員：** カードを出したあとは、分野ごとに分かれて議論をするのですか。

**事務局：** 複数の分野に意見を出される方が多くいますので、分野ごとに分かれてというのは難しいです。今は市長が分野ごとに答えています。

**委員：** 出された意見を、どういうふうの問題解決につなげていくのですか。

**事務局：** 第四期長期計画の調整計画を前倒しで来年度に策定をすることになりましたので、出された意見を長期計画の分野ごとに集大成して、策定委員会に提出しようと考えています。各意見について、これは政策的に取り上げる必要があるとか等の選択は策定委員会の委員にお任せすべきと思います。

**委員長：** この意見は匿名ですか、それとも記名ですか。

**事務局：** 匿名です。

**委員長：** 成熟した武蔵野市民ですから杞憂に終わると思いますが、大学院で行っている評価システムでは、学生は言いたい放題のことを書け、我々はそれについてそれぞれコメントしなければいけないことになっています。そうすると、この人のリアクションを聞きたいという、ただ単に遊び心でむちゃくちゃなことを書いてくる者がいます。こういう形で必ず市が何か答えを出す媒体を創り上げていくのは、そういう無謀な要求に何と答えるのかという愉快犯的な人も出てくるかもしれな

い。少しやり方を考えた方が良いと思います。

委 長： 市長がある程度答えたことに対して意見を出した人は、反論や意見を出した趣旨を言う機会はあるのですか。

事務局： あります。

委 長： 住所氏名を書いてもらい、後日、回答を主管課から出すようにすれば、より丁寧な言葉で実態をきちっと伝えることができるが、今の報告書では、何か書いてあるなという程度の受け止め方をされてしまう気がします。

委 員： 直に市民の声をを感じる場があり、新任の市長にとっては市長には良いかもしれないです。意見を汲み取ってどうするというのはなかなか難しいです。

委員長： 市長がどういうことをやるかは、市長の権限の問題ですから、我々はどのように言える立場ではないと思いますが、市政、情報の共有の仕方として良いとか悪いとかの意見なりコメントはできると思いますので、そういう観点から今後も見守っていくということによろしいでしょうか。

## 2 報告事項

### (1) 平成18年度第1四半期の開示等状況について

事務局が当日配布資料③「平成18年度行政文書開示請求及び不服申立等の状況」を説明。

委 員： 前年度の実績と比べて請求件数はどうでしょうか。

事務局： 大体例年に近いものになっています。

委 長： 地積測量図の請求が多いですが、何とかならないのですか。

事務局： 特定の事業者からの請求がほとんどです。登記をすると、その情報が市の課税部門にきます。課税の方での目的を終えた後、道路課で公有地等の管理に使うために保存しています。古いものは大正のものもあります。一般的には登記所に行くとはどなたでも閲覧と写しの交付を出来ませんが、登記所では保存年限が短く、大正や昭和といった時代のものは既に廃棄済で、取得することができないため、市役所で持っていれば見せてもらいたいという趣旨で請求をされています。

委 員： 地積測量図の保存年限は何年ですか。

事務局： 武蔵野市は永年です。

委 員： 永年では致し方ない、持っているものは見せない。

他市でも同様なやり方をやっているのですか。

**事務局：** 他市では情報提供という形で対応しているところもあるようです。

建築計画概要書の開示請求について不服申立てが出され、武蔵野市では、建築関係の法令に閲覧制度があるため却下にしましたが、請求者は全国の自治体に開示請求をしていて、杉並区や町田市など他の自治体でも不服が出されています。これは多分そのうち全国マターの課題としてマスコミとかいろんなどころで出てくる可能性のある案件です。

**委員長：** 法律的にこういう理屈付けで情報公開条例は適用外になるというのは、適当なのでしょうか。

**委員：** 情報公開条例の要件を満たしていれば請求できます。

**委員長：** 建築基準法では面倒だから情報公開条例でやりたいという感じに取れます。

**事務局：** 建築基準法だとわざわざ社員が各役所に行って、自分でコピーをしないといけないのですが、情報公開請求をすれば、自分たちは汗水かかずに送ってもらえるし、人件費等のコストもかからないので、業者としては、情報公開制度で行いたいということだと思います。

**委員：** 濫用禁止みたいなのはなかったですか。

**事務局：** 情報公開条例そのものが、開示の方向の姿勢の条例になっていて、大量請求や営利目的の請求も禁止していないので、なかなか難しいです。ただ、今、住民基本台帳の閲覧についてはそういう検討がされているようですので、住民基本台帳法の改正を受け、情報公開の法令も変わってくるかもしれません。

**委員：** 情報公開・個人情報保護審査会を開くのですか。

**事務局：** もともとの開示請求を却下したので、不服申立ても却下にする予定です。却下の決定に納得されない場合は、司法の判断に委ねることになります。

**委員：** 地積測量図は市の担当課のところだけが本来は使うべき資料ということにならないのですか。課税の行為が終われば、他のところに持っていく必要はなく、該当物件の課税行為が正しいことがはっきりした段階で、廃棄して構わないのではないですか。

**事務局：** 厳密に言うと税務部が本来持つべきものですが、恐らく情報公開条例や個人情報保護条例の施行前からそういう仕組みだったので、条例施行前のものについて基本的には、保護審議会等の対象にはしていません。

**委員：** 通常、税務職員は守秘義務が課せられていて、地方公務員法の守秘義務もあり二重に義務が課せられている。税務情報として送られてきた地積測量図を税務職員が他のところに見せること自体が、守秘義務に反するのではないかという考えが出てくると思う。

**事務局：** 登記所から税務に送られてくる地積測量図と、実際に登記所に出向き誰でも利用できる閲覧制度に基づき写しの交付を受けて取得する地積測量図は基本的に全く同じものです。厳密に言えば税という目的で取得しているものですが、全く同じものがある一定の年限、市役所で複数保有することになりますし、また職員が登記所の方に行って写しの交付を受けてくるという部分でも相当手間隙もかかり、経済的な問題もありますので、各種の法令の施行前から、税務での使用後に道路課で保存をしています。

登記所が今、武蔵境から府中に統廃合で行ってしまった関係で、車でも片道30分以上かかります。府中まで行くよりは、市内の業者であれば役所の方が良いという面もあるので、こここのところ地積測量図の開示請求が増えているのではないかと思います。

**委員：** 市の職員が業者に使われているみたいな感じがします。

**事務局：** 今の情報公開制度は、何かそういう面が強いです。

**委員長：** 地積測量図を請求されるのがイヤだというのであれば、道路課で持たないと決めて、必要になったら、登記所に行って自分で請求するというふうにするしかないです。あとは営利的なものについては排除するというような方向に制度が変わっていくとかならない限り防ぎようがない気がします。

### 3 前回会議要録について

平成18年4月13日(木)に開催された「第3回情報公開委員会会議要録」については、原案のとおり承認された。

### 4 次回日程について

第6回情報公開委員会は、平成18年10月17日(火)午後6時30分から消費生活センター講座室において開催することとなった。

#### 【事前配布資料】

- ① 第3回情報公開委員会会議要録(案)

【当日配布資料】

- ① 市民と市長のタウンミーティング実施状況について
- ② 市民と市長のタウンミーティング報告書（第1回～第3回）
- ③ 平成18年度行政文書開示請求及び不服申立等の状況
- ④ 季刊むさしの 2006・夏号